

神戸石炭訴訟 気候変動を防ぐ、大気汚染を防ぐ、そして子どもたちに未来をつなぐ。

News Letter VOL.19

発行/2024年 6月28日 発行者/神戸の石炭火力発電を考える会
〒657-0051 神戸市灘区八幡町4-99-22(公財・神戸学生青年センター内) Mail:kobesekitan@gmail.com TEL:080-2349-0490

-進行協議期日の報告 専門家の証人採用を求める-

本記事では、神戸製鋼石炭火力訴訟の控訴審に関する最新の進行状況と今後の展望についてご報告いたします。本訴訟は、気候変動に伴うCO₂排出削減を巡り、市民の人格権を保護するための重要な争点を含んでおり、世界中から注目を集めています。これまでの期日における主要な論点や法的整理、そして今後のスケジュールについて詳述いたします。

1. 進行協議期日(2024年2月19日)

気候変動における人格権の理解と法的な位置づけの確認のために、控訴人側から以下の説明がありました。

1. 主位的請求と予備的請求の理論的な整理
2. CO₂排出に関する受忍限度の枠組みの中でのPM2.5排出の位置づけ

この説明に対して、被控訴人側や裁判官からいくつかの質問がなされ、双方の認識の一致を確認しました。その上で、控訴人側に請求内容や主張の整理を求めることとなりました。

2. 進行協議期日(2024年4月8日)

2月の期日で求められた請求・主張の整理をまとめた書面を提出しました。これに対して、今後、被控訴人側より反論がなされる予定です。

さらに、立証として、控訴人側が国立環境研究所の増井氏の証人請求を行っている点について、世界中から注目を浴びることとなる気候変動訴訟の判決であることなど、証人尋問の必要性を補充する書面を提出する予定です。それぞれの書面提出の締め切りは5月31日と指定されました。

これらの書面提出を踏まえて、裁判所の合議体で協議を行い、次回期日において、証人申請を採用して証人尋問を実施するか、証人尋問を実施せずに弁論を終結するかのいずれかを判断することとなります。

3. 今後のスケジュール

次回期日は2024年6月26日午後3時30分からと指定されました。この期日も進行協議期日として行われるため、残念ながら傍聴していただくことはできません。その後のスケジュールは、証人尋問を実施するかどうかにより分かれますが、いずれの場合も口頭弁論期日として指定されることとなります。この口頭弁論期日には傍聴が可能となります。次回期日が終わった後、具体的なスケジュールが確定する見込みですが、時期は9月頃になると考えられます。

4. 請求の整理について

控訴審において、予備的請求についての請求の趣旨(裁判で求める内容)と請求の根拠を変更しています。主位的請求の全部差止請求は維持しています。

日程	期日
2023/10/10	控訴審 第1回期日
2023/12/14	控訴審 第2回期日
2024/2/19	進行協議期日①
2024/4/9	進行協議期日②
2024/6/26	進行協議期日③
2024.9	口頭弁論期日?

(現在の請求内容の確認)

主位的請求と予備的請求について

【主位的請求】

1. 大気汚染(PM2.5) を理由とする差止請求(全部差止請求)
2. 温暖化(CO₂) を理由とする差止請求(全部差止請求)

【予備的請求】

3. 温暖化(CO₂) を理由とする将来の差止請求(一部差止請求)
ーCO₂排出を2030年までに半減せよ、という削減請求

請求の根拠

- ①大気汚染を理由にするものは「稼働の全部差止め」の請求一つ
- ②温暖化を理由にするものは
(ア)「稼働の全部差止め」(A 伝統的人格権、B 平穏生活権による)
(イ)「稼働の将来の一部差止め」(C 温暖化の人格権による)

予備的請求についての請求の趣旨を、CO₂排出削減請求について、毎年の排出上限を設けたものから、2030年に計画排出量の50%を超えるCO₂を排出削減することを求めるものへと変更しました。

この変更の理由は、変更前の毎年の排出上限の設定が2050年ゼロに向けて直線的に機械的に算出されたものであったためです。変更後は、2030年50%削減という全世界的な目標を基に、この目標をクリアしない排出は受忍限度を超える違法なものであるとし、そのため削減義務が発生するという違法性の実質を踏まえて再構成しました。

予備的請求の根拠は、CO₂排出による温暖化による人格権の侵害(気候変動における人格権の侵害)です。本訴訟では、人格権に関して、「伝統的人格権」「平穏生活権」「気候変動における人格権」などいくつかの意味内容を区別して主張しています。人の生命・身体・健康という重要な利益を保護するものであることは共通していますが、その中核にあるのか周辺にあるのか、気候変動による影響を直接的に受けるか否かなどに違いがあると考えています。この区別についてご説明すると以下のとおりとなります。

人格権の考え方としては、多層構造になっているとみてください。人格の中核としての生命・身体・健康を保護するのが伝統的な人格権です。そして、これら中核的な利益を取り囲む人格的利益のひとつが平穏生活権です。平穏生活権は、客観的な生命・健康に関するリスクに対する合理的な不安という人格的な精神的利益を保護するものです。

今回構成している気候変動における人格権とは、気候変動の進展により生命・身体・健康という中核的利益が侵害される客観的リスクが増大する中で、1.5℃を超えない気温上昇のもとで健康で幸福な生活をおくるという人格的利益、生活権を保護するものです。

気候変動の進展により直接的な災害の危険にさらされるまたはその可能性があるというよりも、気候変動の進展により生活様式を変えざるを得なくなったという点に着目した法律構成です。これは皆さんの実感にも近いものと思います。

(弁護士・喜多啓公)

1. 神戸の石炭火力発電を考える会による公文書公開請求

株式会社コベルコパワー神戸第二(神戸製鋼所)は自ら作成、配布した市民向け石炭火力発電所増設のパンフレットで、当該施設(発電所)が①国内最高レベルの環境対策、②高効率の排煙脱硝装置、電気式集じん装置、排煙脱硫装置を設置、と説明してきました。しかし、当該施設にかかるこれの根拠となるデータは、全く明らかにしてきませんでした。

そこで、神戸の石炭火力発電を考える会(以下、考える会)では公文書公開請求手続きを通じ、市民の立場から「最高レベル」「高効率」の検証を行うこととしました。しかし、神戸市が公開した公文書では、求めるデータ箇所はマスキングされ、殆どが非公開とされました。一部非公開という体裁を整えつつ、実態は「全部非公開」に等しく、請求の意義が否定されるような状況でした。このような状況は、市民と行政の間にある情報の非対称性を固定化させるものです。

2. 不服審査請求による非公開部分の一部公開

考える会ではこの非公開を不服として、神戸市長に対し、審査請求を行いました。市の弁明に対し、3度に渡る反論書の提出を経て、当該案件は神戸市情報公開審査会に諮問されました。その結果、審査会では延べ9回にわたる審査が行われ、非公開部分の一部を公開せよとの逆転の答申がなされ、これを受けた裁判も「一部公開」となりました。当該裁判に基づき、神戸市から公開決定の通知が考える会にあり、一瞬ですが、「最高レベル」「高効率」の検証・評価が可能となる風が吹きました。

3. コベルコパワー神戸第二(神戸製鋼所)が公文書の一部公開決定の取消しを求めて、不当な審査請求書を提出

しかし、コベルコパワー神戸第二(神戸製鋼所)がこの公文書の一部公開決定の取消しを求めて、不当にも審査請求書を提出したため、一部公開決定の処分が執行停止となりました。同社の公開決定取消し請求の理由は「法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報であり、公開すれば法人の正当な事業活動に支障が生じるおそれがあるため」というものです。

問題は、今なお同社が住民にアピールする「最高レベル」「高効率の」の根拠を示さないことにあります。住民の健康、安全、安心に関わる重大な公益に資する情報であるにも関わらず、私的利益を優先させ、公開を拒むこのような姿勢は許されるものではありません。アピールの「言葉」の真偽、責任が問われています。しかし、残念ながら、今後、審査会に再度諮問され、その決定を待つという状況にあることお知らせします。(報告:菊井順一)

これまでの主な経過と審査結果の通知

年月日	主な経過
2021/11/24	神戸市情報公開条例に基づく公文書公開請求
2022/01/05	市の公文書公開決定通知→大部分が非公開
2022/02/02	行政不服審査法に基づく審査請求
2022/03/23 ~2022/6/12	3回にわたって、市の弁明に対して反論書を提出
2022/10/06 ~2023/7/31	神戸市情報公開審査会において9回にわたる審査
2023/9/8	審査会答申→非公開部分の一部を公開せよ
2023/10/31	非公開部分の一部を公開する旨の市長裁決
2023/12/11	非公開部分の一部を公開する旨の市決定通知
2023/12/19	コベルコパワー神戸第2(神戸製鋼所)より公開決定処分取消の審査請求
2023/12/20	非公開部分の一部を公開する旨の決定処分の執行停止
2024/2/14	公開処分取消審査請求に対する意見書の提出
2024/5/23	上記意見書に対する不法なコベルコパワー神戸第2(神戸製鋼所)提出の反論書に対し、法手続き上の瑕疵を指摘しつつ再意見書を提出



開示された文書
排出量・濃度等に関する情報が白抜きで秘匿されている

国連のアントニオ・グテレス事務総長は6月5日、ニューヨーク市での特別演説にて、深刻化する気候変動への対策の一環として、全ての国連加盟国に対し化石燃料産業の広告を規制するよう呼びかけました。グテレス氏は、化石燃料業界がロビー活動や広告キャンペーンで気候変動対策を妨げていると厳しく批判し、特に「グリーンウォッシュ」と呼ばれる環境配慮を装う戦略を非難しました。

また、化石燃料産業の広告規制が既に導入されているフランスの事例を挙げ、多くの国々がタバコ広告を規制しているように、地球環境への破壊を助長する広告も同様に取締まるべきだと強調しました。また、パリ協定の目標である気温上昇を1.5℃に抑える取り組みについて触れ、国連の世界気象機関(WMO)の予測を引用し、2028年までに1.5℃を超える可能性が高いと警告しました。

さらに、CO₂を吸収する森林や湿地、海の保護、そしてCO₂回収・貯蔵技術開発について触れ、「これらの技術が化石燃料の段階的廃止を遅らせる理由にはならない」と強調しました。グテレス氏は、主要7カ国(G7)と経済協力開発機構(OECD)の加盟国に対し、2030年までに石炭火力発電を全廃するよう求め、気候変動との闘いにおける指導者たちの決断の重要性を訴えました。

これまでのトピックスでも紹介してきましたが、JARO(日本広告審査機構)に対する広告審査の申し立てについて動きがありました。環境NGOの気候ネットワークと日本環境法律家連盟(JELF)は、大手電力会社の広告が火力発電がCO₂を排出しないかのように見せかける「グリーンウォッシュ」に当たるとして、日本広告審査機構(JARO)に広告中止を求めました。昨年10月から12月にかけて、JERAの「CO₂の出ない火」、関西電力の「ゼロカーボン発電」、電源開発(Jパワー)の「CO₂フリーの水素発電」などの広告に対し、中止勧告を求める申し立てを行いました。

しかし、JAROは「当機構の判断範囲を超えている」として審査を行わないと回答しました。これに対し、気候ネットワークとJELFは「国際的な潮流に反する極めて消極的な姿勢」と批判しました。英国やオランダでは、事実に基づかない気候変動関連の広告を禁止する動きが強まっており、JAROにも姿勢を改め、消費者や市民の声に耳を傾けるよう求めています。

気候ネットワークとJELFは、日本でもこうした誤解を招く広告の規制が必要であると強調しています。先のグテレス事務総長の呼びかけは、JAROに対して届いているのでしょうか？



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



You Tubeチャンネル
神戸の石炭火力発電を考える会



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case)
<https://kobecomclimatecase.jp/>



神戸の石炭火力発電を考える会
<https://kobesekitan.jimdo.com/>



お知らせ
今後の裁判期日について



民事訴訟 控訴審期日 第3回

現在、進行協議期日へと移行しました。今後、法廷で開催される期日となりましたら、お知らせいたします。

～訴訟サポーターを募集中です～

サポーターとして、原告・弁護団をご支援ください。

クラウドサポーター

一口 1,000円～(寄付)

コアサポーター

一口 3,000円(会費制、ニュースレター送付等)